

令和5年度

情報公開制度・個人情報保護制度の実施状況

情報公開制度は、原則として公文書を公開することを義務付けるもので、市の条例では、市の機関が保有する公文書の公開に関する手続きなどについて定めています。この制度により、市の諸活動を市民に説明する責務が明確になり、市政に対する皆様の理解と信頼を深め、公正で民主的な市政の推進を図っています。

個人情報保護制度は、個人情報に関する権利などについて定め、個人の権利利益の保護を目的とするものです。なお、令和5年4月に改正個人情報保護法が施行し、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールが適用されることになりました。

令和5年度における本市の実施状況は下記のとおりです。

【情報公開制度】

請求、処理件数 公開請求のあった文書は、次のとおりです。

請求件数	公開の状況				
	全部公開	部分公開	非公開	存否応答拒否	不存在
58	32	17	1	0	8
異議申立ての状況 決定を不服とする審査請求が2件ありました。					

【個人情報保護制度】

請求、処理件数 開示請求のあった文書は、次のとおりです。

請求件数	開示の状況		
	開示	部分開示	非開示
3	3	0	0
異議申立ての状況 決定を不服とする審査請求はありませんでした。			

問い合わせ・窓口 総務課 行政係（直通 0573-26-6800）